

千葉県一般廃棄物収集運搬業等の許可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則（平成5年千葉県規則第36号。以下「規則」という。）に基づき一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可に関する手続き及び基準等について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の申請)

第2条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、規則第27条の規定により、次に掲げる事項を記載した規則様式第11号による申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) 許可を受けようとする業の区分
- (3) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (4) 主たる事務所以外の事務所及び事業場の所在地並びに電話番号
- (5) 事業の用に供する施設の種類及び数量
- (6) 一般廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の面積及び保管できる量
- (7) 従業員数
- (8) 一般廃棄物の収集事業所数及び収集量
- (9) 既に一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を有している場合（他市のものを含む。）は、その許可番号等

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬事業計画書（様式第1号）
- (2) 人員配置の状況書（様式第2号）
- (3) 従業員等調書（様式第3号）
- (4) 一般廃棄物の主要な輸送経路（様式第4号）
- (5) 新規の許可申請の場合は、排出事業者との契約を証明する書類（許可後速やかに提出すること。）

- (6) 一般廃棄物の処分先の処分業の許可証の写し及び受入承諾書。ただし、市の一般廃棄物処理施設（以下「市の処理施設」という。）を処分先とする場合はこの限りでない。
- (7) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (8) 営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者は、その能力を証明する書類
- (9) 許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員及び政令第4条の7に規定する使用人を含む。）（以下「申請者」という。）が、法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - ア 誓約書（様式第5号）
 - イ 履歴書（様式第6号）
 - ウ 住民票の写し
 - エ 業務経歴書（様式第7号）
 - オ 登記されていないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 事務所、事業場並びに一般廃棄物の運搬車両（以下「運搬車両」という。）の保管場所の配置図及び案内図並びに運搬車両の収容台数を明らかにする平面図
- (12) 一般廃棄物の積替え又は保管施設を有する場合は、案内図、配置図、平面図、立面図、断面図並びに設備及び構造を明らかにする図面
- (13) 事務所、事業場、運搬車両の保管場所及び一般廃棄物の積替え又は保管施設の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産評価証明書又は契約書の写し）
- (14) 運搬車両、運搬容器等の器材調書（様式第8号）
- (15) 器材の写真（様式第9号）
- (16) 運搬車両の自動車検査証の写し。ただし、許可申請時において未購入のものについては、その仕様を記載したカタログ及び購入契約を証する書類を提出することとし、購入後は速やかに自動車検査証の写しを提出すること。また、自動車検査証において運搬車両の所有権又は使用権原を証することができない場合は、当該権原を証する契約書の写しを併せて提出すること。
- (17) 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類（様式第10号）
- (18) 申請者が法人である場合は、直近2年分の貸借対照表、損益計算書、市税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (19) 申請者が個人である場合は、直近2年度分の市税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (20) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、前項各号に掲げる書類又は図面（第1号から第3号まで、第7号、第9号、第14号から第16号まで及び第18号から第20号までに掲げるものを除く。）の添付を要しないものとする。

4 第2項に掲げる証明書類については、申請日以前3月以内に発行されたものに限るものとする。

（一般廃棄物処分業の許可の申請）

第3条 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、規則第27条の規定により、次に掲げる事項を記載した規則様式第11号による申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 事業の用に供する施設の設置場所、種類、数量、処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の埋立容量及び埋立地面積）、処理方式、構造及び設備概要

(2) 一般廃棄物の保管を行う場合には、保管を行う場所の面積及び保管できる量

(3) 前2号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第4号まで、第7号及び第9号に掲げる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 一般廃棄物処分事業計画書（様式第11号）

(2) 新規の許可申請の場合は、排出事業者との契約を証明する書類（許可後速やかに提出すること。）

(3) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真並びに当該施設の案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面

(4) 一般廃棄物の保管施設を有する場合は、案内図、配置図、平面図、立面図、断面図並びに設備及び構造を明らかにする図面

(5) 事務所、事業場、処理施設、保管施設の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産評価証明書又は契約書の写し）

(6) 事業の用に供する施設が、法第8条第1項の規定による許可を受けている処理施設であるときは、同項の規定による許可証の写し

(7) 産業廃棄物処理施設の設置者が、法第15条の2の5の規定による届出により当該施設を一般廃棄物処理施設として設置し、一般廃棄物処分業の許可の申請をする場合は、当該施設の産業廃棄物処理施設の許可証の写し

(8) 前各号に掲げるもののほか、第2条第2項第2号、第3号、第6号から第10号まで及び第17号から第20号までに掲げるもの

3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合

に限り、前項各号に掲げる書類又は図面（第1号並びに第8号の規定による第2条第2項第2号、第3号、第7号、第9号及び第18号から第20号までに掲げるものを除く。）の添付を要しないものとする。

4 第2項に掲げる証明書類については、申請日以前3月以内に発行されたものに限るものとする。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第4条 一般廃棄物収集運搬業の許可の基準は、法、政令、省令及び規則に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物を適正に処分できる処分先を確保していること。
- (2) 規則第30条第1項第1号に規定する住所（法人にあつては事務所）に係る「市長が別に定めるもの」とは、当該許可における事業の範囲を限定された処理品目を市域外の自社処理施設で処理するために収集運搬することのみとする場合及び市域外で発生した廃棄物を市域内の再資源化処理施設に搬入することのみとする場合に限るものとする。
- (3) 運搬車両の保有台数は2台以上とし、すべての排出元を市内に有すること。ただし、取り扱う廃棄物の種類又は排出元が限定される場合であつて、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (4) 運搬車両の保管場所は、市内に保有するものとし、運搬車両のすべてについて保管し得ること。ただし、取り扱う廃棄物の種類又は排出元が限定される場合であつて、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (5) 運搬車両は、一般廃棄物の種類に適合した専用車両であること。
- (6) 運搬車両は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、又は一般廃棄物から悪臭の発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (7) 市の処理施設を運搬先とする場合の運搬車両の総重量は8トン以下とすること。ただし、市の処理施設所管課と協議を行い、認められた場合はこの限りでない。
- (8) 市の処理施設を運搬先とする場合の運搬車両は、原則として自動排出機能を有すること。
- (9) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を有すること。
- (10) 申請者のうち少なくとも1人は、一般財団法人日本環境衛生センター主催の一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を受講している者であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (11) 申請者のうち少なくとも1人は、法第7条第1項及び第14条第1項の規定による収集運搬業に従事し、1年以上の経験を有する者であること。ただし、市長が特に

認めた場合はこの限りでない。

(12) 申請者が個人の場合にあつては、直近2年度において市税の滞納がない者であること。

(13) 申請者が法人の場合にあつては、直近2年間の事業年度において市税の滞納がなく、かつ、債務超過でない又は経常利益が赤字でない者であること。ただし、直近2年間の事業年度において債務超過であり、かつ、経常利益が赤字であっても中小企業診断士の作成した経営診断書等により経理的基礎を有することが判断できる場合はこの限りでない。

(14) 許可の更新にあつては、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとの収集運搬実績等を考慮し、適否を判断することとする。ただし、取り扱う廃棄物の種類又は排出元が限定される場合であつて、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第5条 一般廃棄物処分業の許可の基準は、法、政令、省令及び規則に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業の用に供する施設が次のいずれかに該当すること。

ア 法第15条の2の5に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に該当する処理施設のうち、省令第12条の7の16第1号、第3号及び第4号で定める産業廃棄物処理施設に該当しており、処理後の廃棄物の資源化の過程が確立されており再生利用が確実であること。

イ 蘇我エコロジーパーク内に設置された一般廃棄物処理施設で、市の処理施設より高度な処理が可能であり、処理後の残渣が生じないものであること。ただし、1日当たりの処理量の上限を定めることとする。

ウ 政令第5条第1項に規定する施設であつて、事業内容が廃棄物の減量、再資源化の推進に寄与するものであり、再資源化の過程が確立されていること。

エ 政令第5条第1項に規定する施設であつて、法第6条の3第1項の規定により指定を受けた一般廃棄物、条例第25条第1項に規定する適正処理困難物及び条例第26条第1項に規定する排出禁止物を処分するものであり、中間処理後の残渣を適正に処理する過程が確立されていること。

(2) 申請者のうち少なくとも1人は、一般財団法人日本環境衛生センター主催の廃棄物処理施設技術管理者講習若しくは一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を受講している者であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(3) 申請者が個人の場合にあつては、直近2年度において市税の滞納がない者である

こと。

- (4) 申請者が法人の場合にあっては、直近2年間の事業年度において市税の滞納がなく、かつ、債務超過でない又は経常利益が赤字でない者であること。ただし、直近2年間の事業年度において債務超過であり、かつ、経常利益が赤字であっても中小企業診断士の作成した経営診断書等により経理的基礎を有することが判断できる場合はこの限りでない。

(遵守義務)

第6条 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運搬車両は、色彩、標識、表示その他記載すべき文字等については、市の指示によるものとする。ただし、取り扱う廃棄物の種類又は排出元が限定される場合であつて、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 市の処理施設を処分先とする場合は、市の指示に従うものとする。

(一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更許可申請)

第7条 一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、規則第28条の規定により、次に掲げる事項を記載した規則様式第12号による申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3) 業の区分
- (4) 変更内容
- (5) 変更予定年月日
- (6) 変更理由
- (7) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力（当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量）
- (8) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要

2 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更許可申請の場合は、第2条第2項及び第4項の規定を準用する。

3 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更許可申請の場合は、第3条第2項及び第4項の規定を準用する。

(一般廃棄物収集運搬業等の変更の届出等)

第8条 一般廃棄物収集運搬業等の変更の届出をしようとする者は、規則第29条の規定により、規則様式第14号による届出書に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、第1号、第2号エ及び第3号ウに掲げる登記事項証明書については、当該変更に係る登記終了後、速やかに提出すること。

- (1) 省令第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項の変更の場合は、当該変更に係る者に関する書類
 - ア 履歴書（様式第6号）
 - イ 住民票の写し
 - ウ 登記されていないことの証明書
 - エ 法人にあっては、登記事項証明書（役員の変更の場合に限る。）及び政令で定める使用人の任免に係る書類（政令で定める使用人の変更の場合に限る。）
- (3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項及び住所の変更の場合は、変更後の事務所及び事業場に関する書類及び図面
 - ア 事務所及び事業場の案内図
 - イ 事務所及び事業場の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産評価証明書又は契約書の写し）
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書（住所の変更の場合に限る。）
- (4) 一般廃棄物収集運搬業に関し、省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の場合は、当該変更に係る施設に関する書類及び図面
 - ア 事業の用に供する施設の案内図、配置図、平面図、立面図、断面図並びに施設及び構造を明らかにする図面
 - イ アに掲げる施設の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産評価証明書又は契約書の写し）
 - ウ 運搬車両の自動車検査証の写し及び器材の写真（様式第9号）。ただし、自動車検査証において運搬車両の所有権又は使用権原を証することができない場合は、当該権原を証する契約書の写しを併せて提出すること。
- (5) 一般廃棄物処分業に関し、省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の場合は、当該変更に係る施設に関する書類及び図面
 - ア 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び写真並びに当該施設の案内図並びに最終処分場にある場合は、周囲の地形及び地下水の状況を明らかにした書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）
 - イ アに掲げる施設の所有権又は使用権原を証する書類（建物・土地の登記事項証明書、固定資産評価証明書又は契約書の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請に関する事前協議）

第9条 一般廃棄物収集運搬業等の許可又は一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可の申請をしようとする者は、当該申請の前に事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、許可の更新を申請する者は、この限りでない。

2 市長は、事前協議書の提出時において、法令、規則及びこの要綱の基準に明らかに適合しないと認められる事前協議については、応じないものとする。

3 事前協議に必要な書類は、一般廃棄物収集運搬業については、第2条第2項及び第4項の規定を、一般廃棄物処分業については、第3条第2項及び第4項の規定をそれぞれ準用する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新)

第10条 一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新を受けようとする者は、規則第27条の規定により、当該許可の期間の満了の日の60日前までに、第2条又は第3条に規定する書類及び図面を市長に提出しなければならない。

(変更の事前協議)

第11条 一般廃棄物収集運搬業者が第2条第1項第5号に規定する事項を変更しようとするとき、又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者が第3条第1項第1号に規定する事項を変更しようとするときは、変更しようとする30日前までに、市長に協議しなければならない。ただし代車、臨時車両、再資源化物専用車両の増車等についてはこの限りではない。

(家電リサイクル法に係る一般廃棄物運搬業許可の特例)

第12条 家電リサイクル法第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を、市域外から市域内に存する同法第17条に規定する指定引取場所への運搬のみを対象とする一般廃棄物運搬業の許可については、第2条、第4条第2号、第6条第2号、第8条及び第9条の規定にかかわらず、この条に定めるものとする。

なお、住所（法人にあつては事務所）にあつては、規則第30条第1項第1号に規定する「市長が別に定めるもの」を適用するものとする。

2 前項の許可の申請をする者は、特定家庭用機器廃棄物が排出される事業所等の存する市町村（以下「関係市町村」という。）を經由し、次に掲げる事項を記載した規則様式第11号による申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、関係市町村からの書面による受入依頼により当該申請書を受理するものとする。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、関係市町村から許可を受けている事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

(2) 許可を受けようとする業の区分

(3) 取り扱う一般廃棄物の種類

(4) 事業の用に供する施設の種類及び数量

(5) 従業員数

(6) 運搬量

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 従業員等調書（様式第3号）

(2) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

(3) 運搬車両及び運搬容器等の器材調書（様式第8号）

(4) 器材の写真（様式第9号）

(5) 運搬車両の自動車検査証の写し

(6) 関係市町村から受けている一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

(7) その他市長が必要と認めるもの

4 第1項の許可を受けた者が、当該許可の変更の届出をする場合は、規則様式第14号による届出書に第3項各号に定める書類（当該変更に係る書類に限る。）を添付し、関係市町村を経由し、市長に届け出るものとする。

5 第1項の許可を受けた者が、規則第35条の規定による実績の報告をするときは、関係市町村を経由し、市長に報告するものとする。

（補則）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年11月1日より施行する。

この要綱は、令和2年1月9日より施行する。

この要綱は、令和2年11月2日より施行する。

この要綱は、令和5年8月1日より施行する。

一般廃棄物収集運搬事業計画書

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

様式第2号

人 員 配 置 の 状 況 書

申請者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

	役 員	政令で定める使用人	技術管理者	運 転 手	作 業 員	そ の 他	合 計
車両による収集運搬							
船舶による運搬							
積替・保管所							
中間処理施設							
最終処分場							
営 業							
そ の 他							
計							

一般廃棄物の主要な輸送経路

申請者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

--

誓約書

私は、一般廃棄物 収集運搬業 の許可を受けるにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和4
処 分 業

5年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからルのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第4条の6で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日、又は処分をしないことを決定する日までの間に、次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出、又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出、又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

年 月 日

（あて先）千 葉 市 長

誓約者

住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

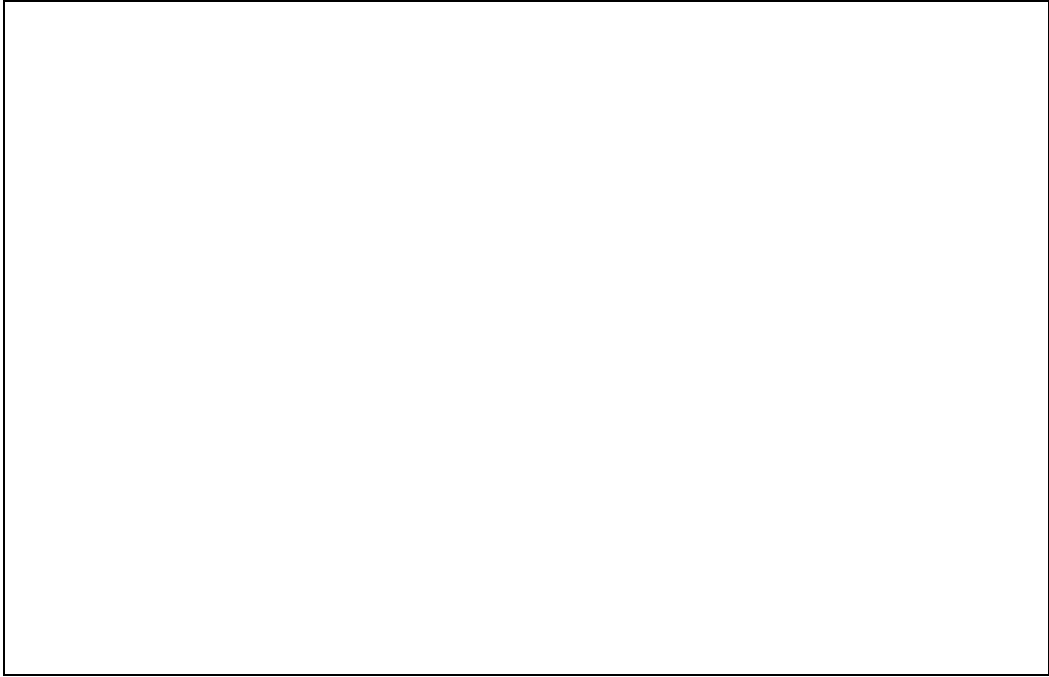
器 材 の 写 真

申請者氏名

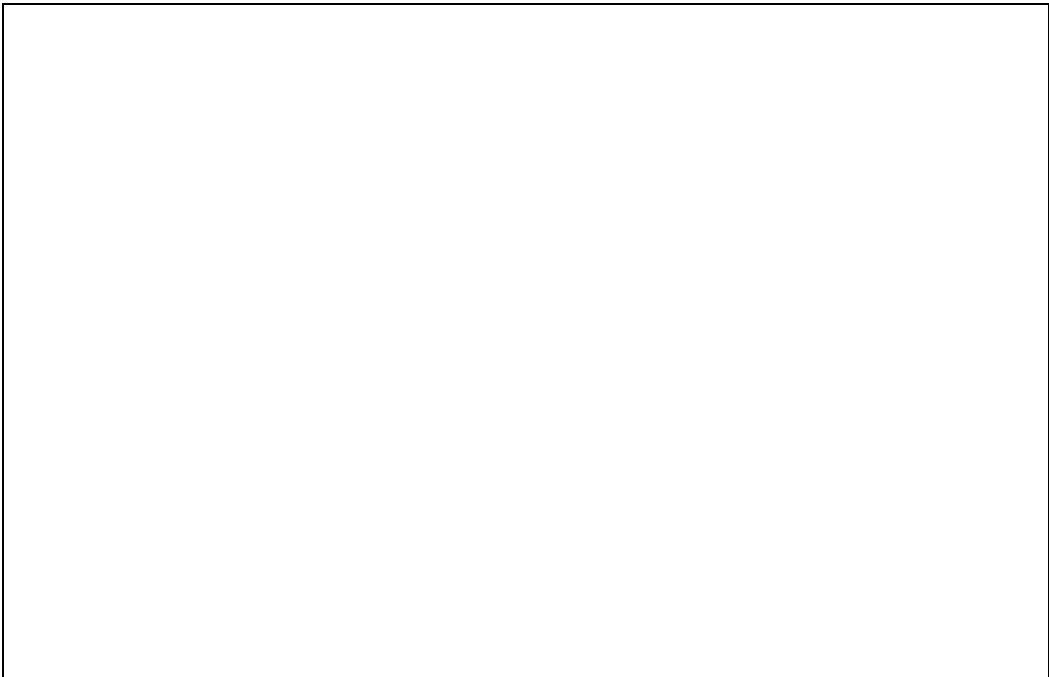
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

- | | | | | | | | |
|---|---|------|------------------------------------|--------------------|-------|------|----------|
| 注 | 1 | 枚数 | 車両毎 | 前面1枚 | 左側面1枚 | 後面1枚 | 計3枚(カラー) |
| | | | | ※様式に直接カラー印刷することも可。 | | | |
| | 2 | 撮影 | 撮影方向から車両全体を撮影し、車両番号又はその他の表示が見えるもの。 | | | | |
| | | | ※表示が読み取れない場合は、表示部分を拡大した写真も添付すること。 | | | | |
| | 3 | 貼付方法 | ドア番号順に貼付 | | | | |

前 面 ※両ドアを開けて撮影すること 車両番号 ()



左側面



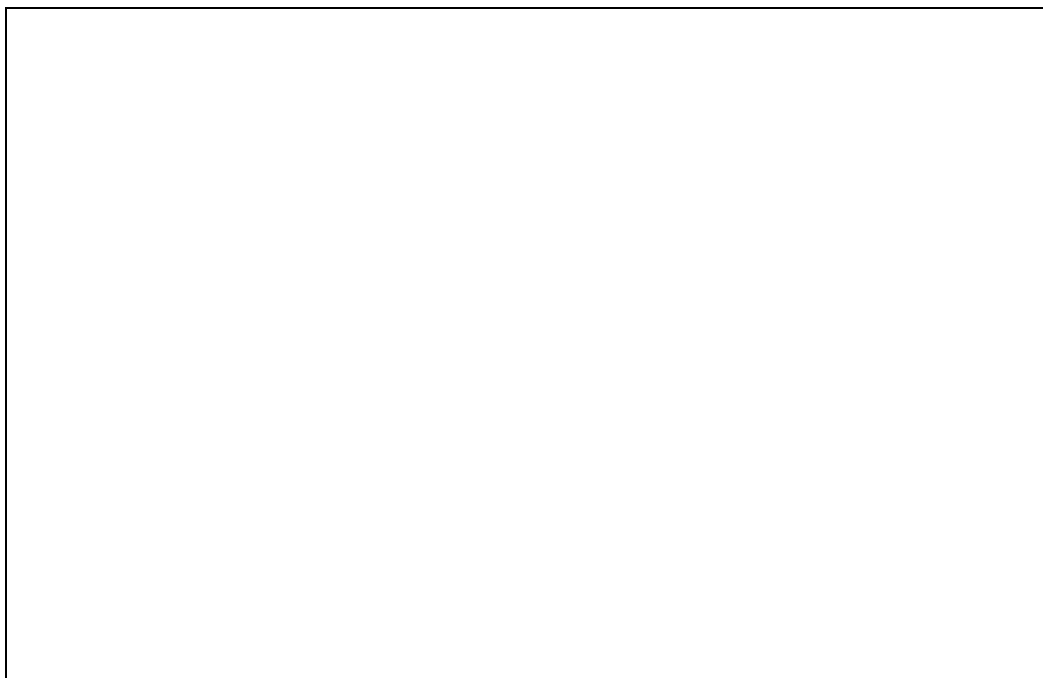
様式第9号

器 材 の 写 真

- | | | | |
|---|---|------|---|
| 注 | 1 | 枚数 | 車両毎 前面1枚 左側面1枚 後面1枚 計3枚 (カラー)
※様式に直接カラー印刷することも可。 |
| | 2 | 撮影 | 撮影方向から車両全体を撮影し、車両番号又はその他の表示が見えるもの。
※表示が読み取れない場合は、表示部分を拡大した写真も添付すること。 |
| | 3 | 貼付方法 | ドア番号順に貼付 |

後 面

車両番号 ()



様式第10号

事業開始の資金及び調達方法

申請者氏名

(法人にあたっては、名称及び代表者氏名)

1 資金総額 円

2 調達方法

単位 千円

自 己 資 金	
金融機関等からの借入	
株 式 発 行	
社 債 発 行	
計	

一般廃棄物処分事業計画書

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)